

屋久島ジュニア環境学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 屋久島環境文化村構想に基づく環境学習を推進するための研究や実践的な活動を行っている団体を助成し、その成果を収集、蓄積、整理して、屋久島における環境学習プログラムづくりに生かすとともに、島内外にも紹介し、屋久島における環境学習の発展に資する。

(支援の対象)

第2条 この事業の対象者は次のいずれにも該当する者であって、屋久島環境文化財団理事長(以下、「理事長」という。)が支援の必要があると認めたものとする。

- (1) 支援対象者は、屋久島島内の子どもの環境学習を推進する団体とし、屋久島町内の小・中学校、及びそのPTA団体、地域子ども会など屋久島町教育委員会と連携のある団体とする。
- (2) 対象とする研究及び実践的な活動は、屋久島を学習の素材として取り扱い、それらを生かすための研究やそれらを生かした実践的な活動とする。ただし、1～3日間程度のイベント的なものではなく、数ヶ月から年間を通した計画的な研究・実践的な活動とする。また、行われる研究や実践的な活動は、屋久島環境文化村構想に興味関心を高めると共に、その実現に向けて実践できる人材育成に資するものとする。
- (3) 原則として、他からの事業による財政的な支援を受けていない事業とする。

(支援対象経費)

第3条 この事業による支援対象経費は、対象とする研究及び実践的な活動に関わる旅費、講師謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信費、会議費などで理事長が特に必要と認める経費とする。

- 2 団体等の管理・運営費は支援の対象としない。ただし、事業を行うにあたり、理事長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(支援額及び支援件数)

第4条 1事業10万円を限度に支援をする。

(申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金交付申請書(別記第1号様式の1~4)とこれに掲げる書類を添えて、理事長が指定した日までに申請しなければならない。

(決定及び却下通知)

第6条 理事長は前項の申請を受けたときは、その必要性を検討して支援の要否を決定し、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(変更申請)

第7条 前条の決定を受けた者(以下、「支援決定者」という。)は、事業の内容を変更(軽微な変更は省く。)し、又は中止しようとするときは、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金変更交付申請書(別記第3号様式)により、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出があった場合は、申請内容を検討し、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金変更交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により支援決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 支援決定者は、事業が完了したとき、又は、理事長が指定した期日までに屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金実績報告書(別記第5号様式1~6)とこれに掲げる書類を添えて、すみやかに理事長に報告しなければならない。

(確定通知)

第9条 理事長は、前条の実績報告があったときは速やかに書類等の検査を行い、支援額を確定し、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金確定通知書(別記第6号様式)により支援決定者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 確定通知を受けた支援決定者は、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金請求書(別記第7号様式)により理事長に支援金を請求するものとする。

2 理事長は、特に必要と認めるときは、支援金の限度額の範囲内において、概算払いすることができる。

3 前項の規定による概算払いを受けようとする支援決定者は、屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金概算払申請書(別記第8号様式の1)及び屋久島ジュニア環境学習支援事業支援金概算払請求書(別記第8号様式の2)を理事長に提出しなければならない。

(支援決定の取消し)

第11条 理事長は支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援金をこの事業の目的以外のことに使用したとき。
- (3) 支援の決定を受けた後、事業の遂行が困難であると理事長が認めたとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

2 理事長は、前項各号により支援金の決定を取り消した場合において、既に支援決定者が支援金の交付を受けているときは、支援者決定者に対し、支援金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。